

# 厚生労働大臣の定める揭示事項

●当院は、厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関です。

## 1. 入院基本料に関する事項

- ① 当病棟では、1日に7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
  - ・ 8時30分～16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
  - ・ 16時30分～0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
  - ・ 0時30分～8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
- ② 当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。患者さんのご負担による付き添い看護は認めておりません。

## 2. 地方厚生局長への届出事項に関する事項

- ① 診療報酬の算定方法に関する基準  
当院では、厚生労働大臣の定める以下の施設基準に係る届出を行い、診療報酬を算定しています。
  - 急性期一般入院基本料 入院料6
  - 診療録管理体制加算2
  - 救急医療管理加算
  - 認知症ケア加算3
  - 薬剤管理指導料
  - がん治療連携指導料
  - 在宅療養支援病院3
  - 機能強化加算
  - 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
  - 運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
  - ペースメーカー移植術・交換術《令和6年度 実績 0件》
  - 胃瘻造設術《経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む》
  - 入院食事療養費(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)
  - 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
  - 入院ベースアップ評価料(Ⅱ)
  - 地域包括ケア入院医療管理料2
  - 感染対策向上加算2
  - データ提出加算
  - せん妄ハイリスク患者ケア加算
  - 検体検査管理加算(Ⅰ)
  - 糖尿病合併症管理料
  - 在宅時医学総合管理料
  - CT撮影及びMRI撮影(CTのみ)
  - 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)

- ② 入院時食事療養に関する事項  
当院では、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については18時以降)、適温で提供しています。

## 3. 特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項

患者さんが希望され許可された場合、1人病室(26・27・28号室)をご利用できます。病室使用料として、1日、1,100円(税込)のご負担をお願いしております。